

物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金（1世帯あたり10万円）は、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯を支援する給付金です。
- この案内が届いた世帯は、未申告や令和5年1月2日以降に御前崎市に転入した等の理由で御前崎市に課税情報が無い為、本給付金の支給対象世帯であるかの審査ができておりません。
- 下記「給付手続き」をお読みいただき、御自身が対象であると思われる方は、申請書の提出をしてください。（期限までに提出されない場合は給付金を受け取れませんので、御注意ください。）

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

御前崎市が申請書を受理した日から3週間後が目安です。

給付手続き

※対象は、世帯の全員が令和5年度住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯の世帯主です。

- ・世帯の中に一人でも住民税所得割課税者がいる。
- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。
- ・既に他の市区町村で同制度による給付金（10万円）を受給済み。
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方。



対象外

（注）住民税均等割が課税されている者の扶養を受けていたため支給対象外となる例

（例）別世帯の子（均等割課税）に税法上扶養されている親の世帯は対象外

世帯の中に一人も令和5年度住民税所得割課税者がいない。



裏面へ



申請書の提出

提出期限：令和6年5月31日（金）

- ・返信用封筒に申請書を同封し、ポストに投函してください。



【問い合わせ】御前崎市福祉課 臨時給付金専用ダイヤル

☎0537-29-5157（平日 8:15～17:00）



御前崎市

給付金の支給手続き

I 令和5年1月1日時点で御前崎市に住所がある方で 令和5年度の住民税未申告者がいる世帯

- 御前崎市役所税務課にて令和5年度分の収入申告をしてください。
- 申請書を記入し、添付書類と一緒に福祉課へ提出してください。

※未申告者が複数いる場合は、全員の申告をしてください。

II 令和5年1月2日以降に、御前崎市に転入してきた方が いる世帯

- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税（非課税）証明書』をご準備ください。
- 申請書を記入し、添付書類と一緒に福祉課へ提出してください。

※未申告者が複数いる場合は、全員の申告をしてください。

- 上記 I・II とともに給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに
御前崎市福祉課（西館1階）に、郵送または直接御提出ください。



！ 給付金の申請に当たり、虚偽の申告をした場合、
不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に御注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、御前崎市福祉課、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。

お問い合わせ



御前崎市 福祉課 臨時特別給付金専用ダイヤル

0537-29-5157

受付時間 平日 8:15~17:00